

農業経営収入保険に係る保険料等納入期限延長に関するご案内

令和元年台風第15号及び第19号により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、本会では令和元年台風第15号及び第19号による災害救助法の適用を受けた地域において、申し出された方々を対象に、下記のとおり農業経営収入保険に係る保険料等納入期限延長を適用させて頂くこととなりました。保険料等納入期限延長の適用をご希望される方は、【お問合せ先】記載の農業共済組合等までお申し出下さい。

1 保険料等納入期限延長の内容

令和元年12月以降に支払期限を迎える保険料等のお支払がある場合、それぞれの支払期限を3か月延長することができます。

令和元年の台風15号及び台風19号の被害に伴う農業経営収入保険の保険料等納入期限延長(9回分割払いの例)

R2.1月始期の例	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
(原則)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	(9回分)		
(延長する場合)				●	●	●	●	●	●	●	●	●

※ 初回請求 (12月⇒3月)

※ 別添の「令和元年の台風15号及び台風19号の被害に伴う農業経営収入保険の保険料等納入期限延長申出書」の提出時期によっては、異なる場合がありますので、ご留意願います。

2 保険料等納入期限延長の適用を希望される場合のお申し出方法

別添の「令和元年台風第15号及び台風第19号の被害に伴う農業経営収入保険の保険料等納入期限延長申出書」を作成の上、業務委託先である農業共済組合等にご提出下さい。提出期限等については、業務委託先である農業共済組合等にご確認下さい。